

令和3年1月13日

教職員（非常勤を含む）各位

副学長（教育担当） 宮下 俊也

近畿2府1県（大阪・京都・兵庫）に緊急事態宣言が発令された場合の
授業・試験・ゼミ等の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大が止まらず、関東の一都3県に続き、近畿2府1県（大阪・京都・兵庫）においても緊急事態宣言が発令される見通しですが、緊急事態宣言が発令されたとしても、大学に対しては休業の要請はなされない見通しですので、後期における授業・ゼミ等の「後期レベル3」の変更は行いません。

1月18日以降の授業・試験・ゼミ等の実施についても、今学期終了時まで対面と非対面を併用する形をそのまま継続しますが、1月4日～15日同様に、非対面実施が可能なものについてはその変更も含め、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、評価方法についても従前にとらわれず、この状況下で行うことのできる評価方法を柔軟に検討し、実施してください。

対面実施においては、三密回避、使用後の机や機材等の消毒等、定められた対策の徹底、学生への注意喚起を引き続きお願いするとともに、通学の不安を訴える学生に対しては、不利益がないようにご配慮をお願いいたします。